

令和2年 第1回定例道議会報告

北海道議会議員 北口雄幸

- 【所属会派】** 民主・道民連合議員会
- 【議会役員】** 北海道監査委員（議会選出）
- 【所属委員会】** 環境生活委員会、北方領土対策特別委員会
- 【党活動】** 立憲民主党北海道第6区総支部代表代行、同士別ブロック代表
- 【議会活動】** 林活議連事務局長、農政議連会長代行、がん対策議員連盟幹事長、
- 【日程】** 令和2年2月27日（木）～3月25日（水）の28日間
- 【代表一般質問】** 2月27日（木）に開会し、2020年度一般会計予算や受動喫煙防止条例、「ウポポイ開設を契機とする共生社会の実現に関する決議」などを可決、3月25日（水）に閉会した。

わが会派の代表質問には、笹田浩議員（渡島地域）が、新型コロナウイルス感染症対策や新年度予算編成、キタデミー賞問題及び用地取得業務における公金不適切事務処理、行財政運営、I R、幌延深地層研究計画、J R北海道路線維持問題、人権政策、給特法改正及びG I G Aスクール構想などについて質疑した。

なお議会日程は、新型コロナウイルスの広域感染の状況を受け、多人数が集まる議会での集団感染のリスクを可能な限り軽減する措置として、代表質問日を変更し一般質問を取り止め、予算特別委員会は当初の三分科会を二分科会に変更し予算審議を行った。

- 【主な審議経過】** 冒頭、国の経済対策を受けた1,560億円の2019年度一般会計補正予算の先議を行い、わが会派としては豪雨被害を踏まえた治水対策、農林水産業の成長産業化と輸出力強化の加速、G I G Aスクール構想などについて質した。

また2019年度の最終補正予算については、基金の整理を進めたほか、事業費が見込みを下回ることが確定したことから543億3,680万円の減額となり、一方で国立及び国定公園内の道有施設の防災・減災機能の向上を図るために自然公園等施設整備事業費として3億3,690万円などを追加した。なお札幌建設管理部が北海道土地開発公社に委託した用地取得業務において、物件移転契約の履行期限までに移転が完了せず、国から交付金の返還を命じられた事案については、加算金の4,368万円を含む約3億円の国庫返納金が一般財源で計上された。

また最終日には、2019年度及び2020年度の新型コロナウイルスへの緊急対策として、277億円補正予算が提案され可決された。これにより知事が提案した2020年度一般会計予算案は、当初予算2兆8,201億円と追加補正予算261億円を加え、2兆8,462億円となった。

今回は、鈴木知事就任後初の本格予算の編成で、政策予算を追加した昨年6月の補正後の総額に比べ1.4%の減となったが、借換債を除く事業費ベースではほぼ同規模となっている。また、歳入における道税収入は1.1%の微増。その内の地方消費税が8.9%の増となったことから、地方交付税は0.3%の減となった。道債は7%減の6,657億円を発行し、一般財源に占める借金の割合を示す実質公債費比率は20年度で20.8%と推計され、47都道府県で最も高くなっている。

会派としての代表質問の主な課題は、感染症については、3例目発症の際に知事が札幌市を離れていたことによる危機管理の甘さや緊急事態宣言の根拠や一斉休校要請による学校・家庭・事業所等の混乱等について質したが、いずれにおいても事実関係を述べるだけで、反省の弁はなく、影響に対する具体的なものは明らかにしていない。

道政執行については、10年後までのロードマップが、道民生活にどのように直結する

のかが示されておらず総花的で具体性に欠ける内容である。さらにキタデミー賞問題については、前知事からの直接の聴き取りと検証メンバーの再構成を求めたが、直接の聴き取りや検証メンバーの再構成には応じなかった。また、用地取得業務における不適切事務処理については、道民への謝罪と自身の処分について求めた。これに対し知事からは謝罪と反省の弁はあったが、自身の処分についての言及はなかった。I Rについては誘致の断念を求めた。新年度予算への関連経費の計上を見送る一方で、専任参事を配置することとしており、具体的な取り組み内容は明らかにしていない。

カスタマーハラスメント対策については、常識を逸脱した迷惑行為が社会問題化していることから抑止・是正対策を求めたが、事態の深刻化を認識していない。医師偏在解消及び医師確保については、策定中の医師確保計画に基づき総合的に進めるとしているが喫緊の課題としての認識が希薄だ。幌延深地層研究計画の期間延長問題について、「延長期間は9年間で終わり」という確約を書面で得るべきと質したが、必要性には応じなかった。

J R北海道路線維持問題について、知事からは、気運醸成に向けた「オール北海道」の具体的な取り組み内容として、イベント等を行うとの考えが示されたが十分な予算措置の裏付けはない。国際貿易協定について、現状把握と検証、そして必要な対策を求めたが、国に対し丁寧な情報提供を求めるといった従来の答弁を繰り返すだけだった。減少する秋サケ資源対策については、DHAの給餌や放流時期の精度向上に取り組むとのことだ。

麻生副総理の「単一民族」発言については、麻生氏に強く抗議をすべきと求めたが、既に謝罪と訂正をしていることから、その必要性はないとの認識だ。ウポポイ来場者数の確保については、新型コロナウイルスの影響により先行きが見通せない状況となっているにも関わらず、感染予防対策を行うといった程度の認識だ。

給特条例の改正については、在校時間の短縮をもって教職員が子どもと向き合う時間が確保できるわけではなく、業務の抜本的な見直しが必要であることを指摘した。人権教育については、子ども自身が、子どもの権利を知ることが重要だと指摘し、具体的に学校教育のどの場面で知らしていくのかを質した。教育長からは、道徳科など教育活動を通じて指導していくとの答弁だった。G I G Aスクール構想については、導入にあたっての研修時間の確保は、働き方改革の観点も含め研修機会を確保するとのことだ。また通信環境の整備については、国への支援要望だけではなく、道独自でも予算措置を行うべきと指摘した。

警察官によるヤジ排除問題については、公安委員長及び道警本部長に対し真相解明にあたっての姿勢を質した。公安委員長からは「適切に管理機能を発揮していく」、道警本部長からは「不偏不党かつ公平中正を旨とした職務を遂行する」との答弁だった。また道に対し損害賠償請求が起こされていることに対し知事は、道警本部が対応するものとして、知事の当事者意識が全く欠如している答弁であった。

【令和元年度第1回定例会補正予算】

単位：千円

	一般会計	特別会計	合計
当初予算額	2,877,133,642	1,146,233,354	4,023,366,996
冒頭補正額	156,063,801	0	156,063,801
最終補正額	△ 54,336,800	2,402,808	△ 51,933,992
追加補正額	1,619,004	0	1,619,004
合計	2,980,479,647	1,148,636,162	4,129,115,809

【令和2年度第1回定例会予算及び補正予算】

単位：千円

	一般会計	特別会計	合計
当初予算額	2,820,093,185	1,112,048,152	3,932,141,337
追加補正額	26,115,289	0	26,115,289
合計	2,846,208,474	1,112,048,152	3,958,256,626

【可決された主な条例】

- ・北海道知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- ・北海道地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の免除に関する基準を定める条例
- ・北海道受動喫煙防止条例
- ・北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例
- ・北海道下水道事業条例

【採択された決議・意見書】（◎は政審発議、○は委員会発議）

- ◎ウポポイ開設を契機とする共生社会の実現に関する決議
- ◎新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書
- ◎中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書
- ◎地球温暖化対策の推進を求める意見書

【当面する課題と対応】

(1) 新年度予算に対する会派の対応について

新年度予算編成及び道政執行に関する要望・提言を2月3日に実施し、具体的内容は次のとおり。

2020年度 北海道予算編成及び道政執行に関する要望・提言

1. 地方行財政の確立について

- 中長期的な財政再建・健全化を目指す上では、本格的な人口減少・超少子高齢社会に突入することを前提にしながら、一律的な歳出削減を行うのではなく、税収基盤の強化を進めるとともに、社会保障、教育、環境、防災、地域活性化など道民の暮らしに直結した歳出項目へ予算配分を的確に重点化すること。
- 「行財政運営方針」の推進にあたっては、職員の業務軽減、時間外勤務の縮減など労働環境の整備、課題把握能力や企画立案能力の向上、道民サービスの向上に資するものとし、随時その効果を把握・検証しながら取り組むこと。また、行財政運営状況について、道民にわかりやすく情報公開すること。

2. 地方創生の推進について

- 新たな北海道創生総合戦略については、前年度以上の地方創生推進交付金を確保するとともに、地方財政計画の歳出における「まち・ひと・しごと創生事業費」は現行水準を確保すること。
- 地方創生に向けては、地域経済の立て直しが重要であることから、循環型の域内経済を再構築する確な対策を講じること。
- 学生U・Iターン就職促進に関する協力連携協定を一層促進するとともに、SNSなどを活用した情報提供・情報交換の充実をはかり、道内出身の若者の道内就労を促進すること。
- 地域主体の雇用創出・地域再生に向けて、I・J・Uターンの促進による人材確保、人材育成、起業促進、企業誘致などについて必要な支援を行うこと。
- 2020東京オリンピック・パラリンピックに係る「ホストタウン登録」及び「直前合宿」「事後交流」の自治体に対しては、今後の地域振興や地域活性化、さらにはこうした幅広い形での交流を

きっかけに、地域主導による共生社会の実現に向けた取り組みを支援すること。

3. 雇用の安定と創出について

- 次期「北海道働き方改革推進方策」は働き方改革関連法の施行を踏まえ、各事業所における労働関係法令の遵守を促すとともに、賃金の引き上げ、若者や女性の活躍促進、高齢者の就労促進、子育て、介護と仕事の両立、外国人労働者の権利確保などに向けた施策を拡充すること。
- 良質な就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進、労働教育のカリキュラム化などを通じた若者雇用対策を講じること。
- 依然として高い高校生・大学生などの3年以内離職を想定し、学校や企業などと連携して、在学者・新規学卒者の北海道求職者就職支援センターへの登録を一層増加させ、離職時から早期にアウトリーチ型で就労等の相談ができるシステムを構築すること。
- ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、支援事業の拡充、職業能力開発支援など、福祉行政と労働行政の連携を強化し、個々の世帯態様に応じた総合的な施策を行うこと。
- 人口減少・超少子高齢社会を視野に入れ、高齢者が働きやすい環境の確保に向けて、総合的な観点からの議論を加速させること。
- 障害者雇用促進法が定める法定雇用率の暫定措置が2021年3月までに終了することを踏まえ、実雇用率の向上に向けた就労支援策を強化し、障がい者の雇用促進と職場定着をはかること。
- 過労死や過労自殺問題、若者の使い捨てが疑われる「ブラックバイト」問題については、事件の背景や原因を検証するとともに、労働者を救済する立場から適切に対処すること。
- 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保による住民の福祉増進、公正な競争の確保による企業の健全な発展に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。
- 外国人労働者が労働力の需給調整の手段として行われることのないよう、道は、国の機関や外国人技能実習機構と連携し、技能実習制度の適正な活用と実施に取り組むとともに、技能実習生が技能実習に専念できる環境を整備すること。

4. 医療と福祉について

- 地域医療構想の実現に向けて病床転換や病床数の調整を行う場合は、医療機関の主体にかかわらず、域内の全ての医療機関を対象に協議を行うこと。その際、病床の統廃合に伴う雇用問題が生じないよう対策を講じること。
- 人口構造の変化に伴い、地域で必要となる医療機能の需要も変化する中、医師の長時間労働是正に向けた議論が進められているが、看護職をはじめ、医療機関で働く他職種の働き方も同様に見直す必要があることから、離職防止や復職促進に向けた対策を講じること。
- 地域における医師・診療科の偏在を是正するため、医療対策協議会と地域医療支援センターの連携による取り組みを強化し着実に実行すること。
- 看護職員の離職防止に向け、医療機関における労働環境の改善やマネジメントの向上、ワーク・ライフ・バランスの確保を進めるため、労働時間管理を厳格に行う体制の確保を各医療機関に指導すること。
- 大規模災害時においては、被災患者のカルテ情報の共有が極めて重要なことから、必要な時に患者カルテ情報を入手できるよう、全ての医療機関における電子カルテ及びレセプト電算処理システムの導入に向けた基盤整備をはかること。
- 介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足しており、団塊の世代が全て75歳を迎える2025年度には、北海道においても7,500人余りが不足するとされている。介護人材の確保・定着に向け、介護労働者の労働条件や職場環境を改善し、介護労働者の安定的な確保をはかること。
- 「障がい者福祉計画」の実施に際しては、障がい当事者やその家族を含め、住民の意見を広く取り入れ、障がい福祉サービスの実態と多様な需要を把握した上で、サービスの基盤を整備すること。

- 障がい者の様々なニーズに包括的に対応できる総合的な支援センターの設置を推進し、障がい福祉サービス利用の援助や就業に係る相談支援や、住居、通いの場の確保など、地域での生活に向けた支援を強化すること。
- 新型コロナウイルス（新型コロナウイルス）について、北海道は国内でも有数の中国人旅行者が訪れる地域でもあることから、感染防止に向けて国や関係機関と緊密に連携をとり万全の対策をはかること。

5. 子ども・子育て支援について

- 待機児童の早期解消のため、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士等に対して抜本的な処遇改善を行い、幼児教育・保育の質の向上及び人材の定着と確保、ディーセントワークを実現すること。
- 子どもの生活実態の現状を把握し、子どもの貧困対策を実効性あるものとする。また比較的低所得者が多いひとり親家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげるため、母子・父子自立支援員を中心としたアウトリーチ型の相談支援体制や相談支援窓口の整備に向けた支援を行うこと。
- 児童虐待については、相談員、児童心理司等専門職員の配置を増やし、児童虐待に関する予防的な取り組み、介入の徹底、虐待を行った保護者へのケア、家族再統合の支援など、児童相談所の機能を強化すること。
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者の健全な育成と社会へのやり立ちを支援するために社会環境の整備と必要な財政支援を行うこと。また、困難を有する子ども・若者とその家族への支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフスタイルを通じた切れ目のない支援を行うこと。

6. 社会インフラの整備と促進について

- 人口減少や超少子高齢化、外国人労働者や訪日外国人観光客の増加を踏まえ、地域の主体性を確保しながら、人と環境に配慮したまちづくりを推進すること。
- 増え続ける空き家対策について、倒壊の恐れがあるものについては、火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう、計画を策定し対策を行うこと。また、倒壊の恐れのない空き家については、住宅弱者に向けた支援の拡充など有効活用をはかること。

7. 地域交通政策について

- JR北海道の経営再生と道内鉄道網の維持については、民営化の経緯を踏まえ、沿線自治体の意見や協議を尊重し、国の責任で路線を維持することを強く求めること。また、利用促進に向けて、道がイニシアチブをとって全道的な支援体制をさらに強化し、基幹的交通機関である鉄道を、地域特性を踏まえ活かす方向性で検討すること。
- 道内7空港民間運営開始に伴い、早期に道内航空ネットワークの拡充や空港からの二次交通アクセスの充実に努めること。
- 人口減少・少子高齢化が進んでいる地域では、生活路線の維持・確保へ向けて、地域の関係者が緊密に連携し取り組んできているが、近年の大規模な自然災害は鉄道や道路などに甚大な被害を与えることも少なくないことから、安全対策などに早急に取り組むこと。
- 災害に強い物流システムの構築に向け、広域物流拠点として機能すべき特定流通業務施設の選定を進め、非常用電源の完備に向けて支援すること。また、地域事情に応じた支援物資輸送を実現するための広域連携体制の構築を進めること。
- 自動車運送事業における運転手不足が深刻となっていることから、運転に必要な免許取得に掛かる費用の支援、長時間労働の改善、適正な賃金水準など、運転手の労働条件改善を進めること。
- 生活基盤最低保障基準維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、生活に必要な不可欠な地域公共交通に対する助成を維持・確保すること。
- 高齢化や人口減少等の影響により、いわゆる買い物弱者の食料品の入手が困難となっている地域に

については、移動販売や宅配サービスの展開など、事業者などと連携をはかり対応策を検討し、食料品アクセス問題の解決に向けた取り組みを行うこと。

8. 環境政策について

- 温暖化によって引き起こされる地球規模の問題を回避するため、新しいエネルギーミックスを構築し、道内の産業や道民生活に勘案しつつ、長期的・計画的な取り組みを行うこと。
- 企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業・産業の育成・支援を強化すること。
- 生活における省エネの推進など、道民の環境意識を高め、家庭・学校・地域などでの環境問題に対する取り組みを促進すること。

9. 農林水産業の振興について

- TPP11が2018年12月、日EU経済連携協定が2019年2月に、そして日米貿易協定が2020年1月から発効した。こうした経済連携協定が、一次産業はもとより幅広い分野に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、懸念される課題について、道はしっかりと把握・検証した上で、必要な対策を国に求めていくこと。
- 農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境整備を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保に重点的に取り組むこと。
- 安心して暮らすことができる社会を構築する上では、食の安定供給及び安心・安全の確保は重要な要素の一つであることから、食料安全保障の根幹となる食料自給力の向上を戦略的に推進すること。
- 農林水産業を持続可能なものとするため、生産性向上と市場規模の拡大に向け競争力・体質強化、地域振興をはかることは喫緊の課題であることから、海外でも通用する農業の「GAP（農業生産工程管理）」、林業の「SGEC（緑の循環認証）」、水産業の「MEL（水産エコラベル）」などの国際認証取得へ向けた生産者への支援を推進すること。
- 森林環境税及び森林環境譲与税を有効に活用し、北海道における森林整備の推進と地球温暖化森林吸収源対策を着実に進めること。
- 「緑の雇用」事業などを通じ、段階的かつ体系的な人材の確保・育成を推進するとともに、現場の抱える課題に対応できる「フォレスター」や「森林施業プランナー」を育成し、林業の持続可能な産業基盤の確立をはかること。
- 日本海沿岸地域の漁業者が持続的に漁業を営んでいくために、本道漁業の実態に即した資源管理の実現、加えて、トド等海獣類による漁業被害対策、栽培漁業をはじめとする資源増大対策、さらには諸外国からの脅威等に対して実効性のある対策を行うこと。
- 中山間地域の活性化と国土の均衡ある発展、環境と景観の保全、都市と農山漁村の交流の推進のため、I・J・Uターンなどにより地方で生活したい人のための定住環境を整備し、地域コミュニティを活性化すること。
- 農商工連携、医福食農連携、農観連携、地理的表示保護制度などを通じて、農林水産物・食品のブランド化など付加価値を高めるとともに、医薬や理工などの異分野に蓄積された技術・知見の活用、ICTの活用、新品種・新技術の開発・普及などの生産流通システムの高度化などにより、新たな雇用を創出すること。

10. 観光産業の振興について

- IR（統合型リゾート）の道内誘致については、ギャンブル依存症や環境への影響などの懸念から、いまだ道民の多くが反対している。また、国会議員による収賄疑惑は解明されておらず、利権の温床となる懸念もあることから断念すること。
- （仮称）観光振興税については、多様化する観光需要に対応するための財源確保に向けて、早期の導入をはかること。
- 近年多発している大規模な自然災害により、観光地所在自治体においては甚大な被害が発生してい

る。様々な自然災害に備え、耐震化の強化、防災基盤などの安全対策に係る施設整備や環境整備を推進すること。

- 事故や災害時における観光客の安全確保に向け、避難誘導及び避難場所の確保など、安全確保に係る情報提供基盤を整備すること。
- 北海道新幹線の開業による函館圏の観光客を道内各地に誘客するために、多様な二次交通を充実させ、道内二つの広域観光周遊ルートの形成を促進し、観光需要を喚起する取り組みに対する支援を拡充すること。
- 急増する外国人観光客などの受入体制の充実に向け、観光産業に従事する者の育成・確保に係る取り組みを支援するとともに、観光情報基盤を整備し、質の高い観光地づくりを推進すること。
- 高齢者や障がい者等が快適かつ安心して観光地を周遊できるよう、観光地におけるバリアフリー化など環境整備をはかること。
- 新型肺炎の感染拡大に伴い、中国政府が海外団体旅行を禁じたことを受け、訪日中国人観光客の消費に期待していたホテルや小売業者など観光産業に影響が出ている。懸念される観光需要の落ち込みについて影響を分析し、対応策の検討を行うこと。

1 1. 地域経済の活性化について

- 道産食品のさらなる輸出拡大においては、道内経済の活性化と道内企業の収益向上の観点から、北海道から直接輸出できる環境整備を推進すること。
- 「北海道産業人材育成ネットワーク」の取り組みを推進し、地域における就労支援と人材確保、雇用の創出をはかること。
- 中堅・中小企業における業務効率化や生産性向上に資するよう、I O TやA I、ビッグデータ、ロボットの活用拡大に向けて専門人材の育成や、企業と道立試験研究機関、大学・高専等との産官学連携を促進すること。
- 企業における人的投資、設備投資、研究開発等に対する支援を着実に実施すること。特に、産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや、企業の職業能力開発に対する支援を強化すること。その際には、雇用形態や企業規模による格差が生じることのないよう、特に中小企業に対する支援策を講じること。
- 新規産業・雇用の創出するために、将来にわたり特に発展が求められる分野（I C T、グリーン、ライフ、観光、サービス、農林漁業の6次産業化等）において、人材育成や技術開発を促進するために必要な支援を行うこと。
- 「グリーン・ジョブ戦略」に基づき、雇用の拡大・創出が期待できる分野及び、グリーン産業、構造転換を目指す産業に対し、技術的・財政的支援を行うこと。
- ものづくり技術・技能の維持強化とその支援、人材育成強化とその支援、地域特性を活かしたまちづくりの推進など、地域連携を強化した地域経済・社会の活性化を進めること。
- 中小企業における障がい者雇用の推進のための支援、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を推進すること。また、障がいのある労働者の労働災害を防止するため、企業に対し支援を強化すること。

1 2. エネルギー政策について

- 脱原発に向けたプロセスを明らかにするとともに、中長期的なエネルギー源の確保にあたっては、エネルギーコストの低減や温室効果ガスの排出削減などに取り組みつつ、新しいエネルギーのベストミックスを構築すること。
- 短期・中長期の取り組みにあたっては、再生可能エネルギーの積極推進・分散型エネルギーシステムの開発、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行うこと。
- 幌延深地層研究センターについては、研究センターが設置された歴史的経過と社会的な合意を踏ま

え、先の「研究期間の延長容認」は撤回し、改めて日本原子力研究開発機構に対し、第3期中長期計画に基づき、計画どおりに決定・公表するよう求めること。

13. 防災・減災の取り組みについて

- 地域防災計画の策定・修正においては、地域住民・地域企業の意見を反映させることはもとより、防災会議に多様な立場の参画を担保し住民の理解促進をはかることで、総合的な防災・減災対策を充実させること。
- インクルーシブ防災の観点から、災害用の装備品・備蓄品について、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人労働者の意見も踏まえて拡充するとともに、防災訓練を強化すること。
- 情報が錯綜しないよう、住民、地域の消防団・水防団や地域コミュニティ組織、民間企業などと連携し、特性の違う複数の手段により被害状況を収集・集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関と逐次情報の共有化がはかれる体制を整備すること。
- 既存施設の耐震化や津波対策を早急に進めること。また、老朽化が進む社会資本を、適切に維持管理・更新し長寿命化を推進すること。さらに近年の大規模災害の教訓を踏まえ、上下水道のような生活に必要な公益事業の迅速な復旧を行うため、非常時における自治体間の相互応援態勢の整備を促進すること。
- 災害時でも地域住民に対する医療・介護サービスを提供できるよう、広域的な医療と介護の連携体制を整備すること。
- 近年多発する大規模災害発生の経験から、迅速かつ確実に住民に警報等の情報を伝達できるなど、情報通信手段の確保や情報提供のあり方について、総合的な取り組みを整備・推進すること。

14. 人権施策について

- 「北海道人権施策推進基本方針」については、関連法の整備や社会情勢の変化を踏まえ、世界に注目される北海道にふさわしい人権施策となるよう、早急に整備をはかること。
- パートナーシップ制度については、人権施策の入口とも言える性的マイノリティへの理解が深まる機会と捉え、幅広い見地からの検討を進めること。

15. 教育機会の確保について

- ゆたかな教育を保障するため、子どもの多様性をいかした「学び合い」を可能とする少人数学級を実現し、教育課程の弾力化や学校の裁量権を保障すること。
- 生徒が安心して大学受験ができる環境を整えるために、大学入学共通テストにおける民間英語試験の活用と国語・数学における記述試験の中止を求めること。
- 教員が心身ともに健康に働くことで、子どもたちの学びの質が確保されることから、業務削減を基本に、教員の長時間労働是正に向けた取り組みを早急に講じること。
- 高校の募集停止となった地域における影響を検証し、「新たな高校教育に関する指針」、「これからの高校づくりに関する指針」について社会政策的な観点から、「望ましい学校規模を1学年4～8学級」とする考え方を抜本的に見直すこと。
- 障がいのある子ども、異なる文化や言語を背景とした子どもなどが、普通学級に在籍して教育を受けられるインクルーシブ教育を推進すること。
- 通学路の安全対策を進めるとともに、登下校時の安全確保に向けた施策を推進すること。
- 学校におけるいじめやハラスメント等の対応については、性的指向・性自認にかかわらず広く相談支援に応じることのできる体制整備を進めるとともに、外部の専門機関や各自治体の相談窓口との連携を強め、子どもからの相談に応じることができるよう整備すること。
- 私立学校等管理運営対策費補助金における北海道単独措置額を増額するなど、私学に対する財源措置を強化・充実すること。また、私立学校の耐震化率100%に向けて、財源措置等の必要な支援を継続して行うこと。

16. 北方領土返還運動について

○北方領土の早期返還に向けたロシアとの交渉を促進するよう、国民・道民運動を強化し、進展させるとともに、サハリン州との文化的・経済的交流をさらに促進させること。

(2) 知事及び立憲民主党に対する新型コロナウイルス感染症に関する要望は以下のとおり。

〈新型コロナウイルス感染症対策に対する知事要請-1回目：2月18日〉

1. 正確な情報の把握に努め、道民に対し速やかな情報伝達を行うこと。その際には、人権やプライバシーの保護に十分留意した上で、道民の不安解消のためにはできる限りの情報を公開すること。
2. 教育現場及び各家庭に対し、予防に向けた基本動作の徹底を促すこと。また福祉施設及び商業施設等に対し、保健所と緊密に連携し衛生管理の徹底を促すこと。そのために、あらゆる手段を通じて予防衛生の徹底を図り、感染防止対策を一層強化すること。
3. 感染症が疑われる人への対処にあたる医師や看護師、保健所職員及び救急隊員の負担が増えれば、状況は更に悪化の一途を辿りかねない。よって医療従事者、搬送職員の安全確保に万全を尽くすこと。
4. 観光客等の減少に伴う影響は、宿泊業・観光業界にとどまらず、あらゆる業界に減収として表れていることから、「減収補填制度」の創設を国に求めるとともに、道独自としても検討すること。

〈新型コロナウイルス感染症対策に対する知事要請-2回目：3月10日〉

【情報公開・情報提供等の徹底について】

1. 道民の健康と安全を守ることを最優先した結果、突然の一斉休校要請と緊急事態宣言により、家庭や学校現場、企業などで混乱と戸惑いが生じたことから、速やかに事態の収束をはかること。
2. 道民や企業などが不必要な混乱を避け、冷静で的確な行動がとれるよう、正確で必要十分な情報発信を適時、適切に行うこと。
3. 患者や家族、医療機関等、新型コロナウイルスに係る全ての偏見や差別を防ぐための対策を徹底すること。

【医療・福祉体制の整備について】

1. 道民の不安に寄り添うため、PCR検査を受けられる体制を拡充すること。
2. 医薬品、医療機器、衛生品の安定的な流通の確保を国に求めること。
3. 2次医療圏ごとの必要病床数の確認、並びに予想を上回った場合の対応方針を策定すること。その際、診療を行わない医療機関（産科や血液透析専門機関等）を決定しておくこと。

【経済・雇用対策について】

1. 経済の停滞が続き、さらには北海道に対する風評被害により景気後退のリスクが高まっている。そのリスクを深刻に受け止め、雇用を守る根本的な経済対策を国に求めるとともに、道も必要な対策を講じること。
2. 観光をはじめ、経済的に影響を受ける地域や企業等に対して、必要に応じ適切な支援等を国に求めるとともに、道も速やかに支援等を講じること。
3. 業績悪化による解雇や待遇悪化に備え、雇用安定のための対策強化を国に求めるとともに、道も適切な対応策を講じること。
4. 医療・介護福祉現場では、そもそもの人員不足に加え、一斉休校の要請により子育て中の職員等に配慮せざるを得ない状況が発生したことで、事業所の体制や業務に大きな支障が出た。高齢者や障がい者の生活・健康を保持する観点からも、人員確保や緊急措置に伴う経済的損失に、速やかに対策を講じること。また、あらゆる業界・業種に減収が生じていることから、「減収補填制度」の創設を国に求めるとともに、道独自としても検討すること。
5. 法令上の義務を履行し難い特別な状況を鑑み、行政手続きにおける許認可等の期限延長について、柔軟な措置が行われるよう国に求めるとともに、道も適切な対応を講じること。

〈新型コロナウイルス感染症対策に対する立憲民主党要望：3月18日〉

【重点要望】

1. 北海道では、新型コロナウイルス感染症の感染の更なる拡大を防ぐため、国に先んじた一斉休校要請、加えて緊急事態宣言、外出自粛要請を実施した。現時点でこれらによる効果は明らかではないが、家庭や学校、企業などで混乱と戸惑い、経済的損失が生じている。北海道を「重点対策地域」に位置付けて、あらゆる施策を緊急かつ集中的に実施すること。
2. 感染の実態を十分に把握するとともに、入院を要する肺炎患者の確定診断や退院要件である陰性確認を迅速に行うため、PCR検査体制の拡充・強化を行うこと。
3. 入院患者数の増加を想定し、必要な病床の確保や、仮に一般病床を活用する事になった場合、院内感染対策の指針や、「自宅療養」など感染者の症状に応じた対応の在り方について、早急に提示すること。
4. 地域において患者を受け入れる医療機関に対する専門医や看護師等の応援体制を構築すること。また、今後も患者が増加すれば、保健師の業務がより過重になることが想定され、感染管理の専門家や感染症対策に精通した保健師の派遣を行うこと。
5. 共働きやひとり親世帯、障がいのある子どもの保護者が、学校の休校期間中や自宅療養中の幼児児童生徒の面倒を十分にみることができるよう、休暇を取得しやすくすることなどを企業・経済団体に対し働きかけるとともに、保護者への休業補償等に関する支援体制を早急に整備すること。

【新型コロナウイルス感染症対策の強化】

1. 感染症指定医療機関、高齢者施設等における安全な診療に必要となる医薬品、医療機器、衛生品（マスク、手袋、ゴーグル、消毒薬、防護服）等の医療材料を早期に確保すること。
2. マスクや消毒液など感染予防のための資材について、必要とする道民や食品加工業等民間事業者に必要な量が早期に行き渡るよう取り組むこと。
3. 患者や家族がプライバシーを脅かされることなく、安心して療養できるよう、公表基準を早急に確立すること。
4. 新型コロナウイルスや基本的な感染症予防策に係る正しい知識を広く国民に周知し、感染不安が広がらないよう、冷静な対応を呼びかけること。また、新型コロナウイルス感染症等の発生によるいじめや偏見・誹謗中傷を生じさせないため児童生徒への正しい知識の習得や支援体制を構築し、社会全体で防止するための対策を徹底すること。

【教育機関等での感染拡大防止対策等】

1. 臨時休校、分散登校、入学式等については一律で実施するのではなく各地教委、各学校の主体性を尊重すること。
2. 休校中における家庭学習用の教育教材を至急提供すること。また、教育課程の編成権は各学校にあることを前提とし、安易な授業時数の上乘せ等で対応することなく、教育内容を組み替えるなど、弾力的な運用が図られるよう周知すること。
3. 児童生徒の不安の解消や心のケアのため、スクールカウンセラーなど専門家の配置等を行うこと。
4. 学校をはじめとする教育機関（学校給食の衛生管理を含む）及び社会教育施設等に対し、体温計などの医療機器、マスクやアルコール消毒薬、薬剤などの衛生品、防護服の安定的かつ優先的な供給をすること。
5. 学校給食のキャンセルに伴う市町村又は保護者既負担分の補填や納入事業者等への支援を行うこと。また、スクールタクシー・バスの運行事業者など、学校の休校により影響を受ける学校取引事業者への補償を行うこと。さらに支援員、給食調理員、スクールタクシー・バス運転手等に対し休業補償を図ること。
6. 給食がなくなっていることによる児童生徒の健康面等への影響を把握し、必要な支援を行うこと。
7. 特別支援学校等に通う障がいのある児童生徒の居場所を確保すること。また分散登校にも柔軟に

対応すること。

8. 修学旅行などの変更に伴う増額費用や中止に伴うキャンセル料等により保護者の負担が生ずることがないように事業者の補填措置を講じること。
9. 要保護、準要保護枠の基準の引き下げ、また入学準備にかかる経費など貧困世帯を支援する特例措置を早急に講じること。

【経済・雇用・生活等への対策、支援】

1. 宿泊業、飲食業、食品製造業の業績悪化が顕著だが、業種・職種を問わず、すべての事業者、労働者に減収支援を講じること。業績悪化により正規・非正規雇用の区別なく解雇や待遇悪化を生じさせず、雇用安定の対策を図ること。
2. 影響を受けた中小・小規模企業への金融支援の強化のため、政府系金融機関による無利子貸付や無担保枠及び融資上限額の拡大、据え置き期間や返済期限の延長など更なる負担軽減措置を実施すること。また、必要な資金の貸出や既往債務の返済条件等の緩和について、中小・小規模企業の特性や事業の状況をふまえ、これまで以上の措置を講じること。合わせて融資申請にかかる事務負担の軽減措置を講じること。資金力の弱い中小企業や個人事業主を中心に、急速に収益が悪化し、倒産の危機に瀕している。こうした企業等に対しては融資ではなく、直接補助を行うなどの新しい対策を講じること。企業活動の経常経費である、電気・ガス・水道などの公共料金の臨時的な引き下げを検討すること。
3. 休職を余儀なくされた従業員に収入面などで不利益が生じないように特段の配慮を行うとともに、テレワークや時差出勤など、柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取組に対する支援を行うこと。また、社員に感染者が出た場合のマニュアルなど示すこと。
4. 外国人技能実習生及び実習実施者等への正確な情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、在留期間の延長や技能実習計画の変更認定など弾力的な運用を図ること。
5. 海産物など輸出物の価格下落、輸出量の低下に伴う過剰在庫が生じている。風評被害の払拭、信頼回復への情報発信を図ると同時に、減収への対応を行うこと。
6. 建設資材など輸入物が滞っており、工事への影響が生じていることから実態を早急に把握し、対策を講じること。
7. 旅行等に対する過度な不安を払拭するため、国民及び海外の方々に正確な情報を提供するとともに、事態収束後のインバウンド回復に資する海外向け情報発信を強化すること。また、北海道における消費喚起や観光需要を回復するための集中対策を実施すること。
8. 新型コロナウイルス感染の広がりによって企業などの活動に大きな支障が発生し、法令上の義務を履行し難い特別な状況となっている。こうした事態を考慮し、行政手続きにおける申請や許認可等の期限延長について、柔軟かつ適切な措置を講じること。

(3) 会派が今定例会に提出した令和2年度北海道一般会計予算に対する組み替え動議は以下のとおり。

令和2年度一般会計予算案は、知事就任後、初編成した当初予算である。しかし、その内容には、これまで道が取り組んできた事業の多くを踏襲しており、16年ぶりの新しい知事が組んだ予算の割には希望が持てる内容とはなっていない。予算案にあわせて公表された「2030年に向けた北海道のロードマップ」では、ウポポイのオープンやオリンピック競技の札幌開催などのイベントを羅列しているだけで、これからの10年間で知事は何を行い、その結果として、地域や道民生活が、どのように変わっていくのか。道政運営の方向性や政策的な信念が全く見えていない。

また、予算編成にあたっては、施策や事務事業の取捨選択やスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、歳出の削減、効率化を図ったとされているが、しょせんは技術的な話であり、そうした手法を用いることで、地域や道民にどれだけ貢献していくのかも明らかにされていない。北海道は様々な課題に直面している。フロントランナーとして北海道の創生に果敢に取り組んでいくという姿勢を示してはい

るものの、失われた16年を立て直していくという強い気構えも工夫の跡もない予算である。

よって、以下の内容を中心に、議案第1号令和2年度北海道一般会計予算案を組み替えの上、再提出すべきである。

【組み替えの主要項目】

1. 道政執行方針について

道政執行方針では「ロードマップの行き先には、活力に満ちた北海道が開けている」としている。しかし、知事が目標とする2030年には、北海道の推計人口は479万人余りとされ、2019年の人口から50万人余りが減少していくという、厳しい数字が突きつけられている。果たして知事は、減少する人口を無策のまま放置するのか、それとも最低でも維持しようとするのか。ロードマップは、こうした人口減少への対策も含め、活力に満ちた北海道の姿を示すには至っていないことから、知事が言う「一つひとつのプロジェクト」をロードマップ上に示し、予算措置を行うべきである。

2. 行財政運営について

実質公債費比率は20.8%と全国で最も厳しい状況にある。2026年度には24.1%と、過去最悪の2011年度に並ぶ見通しとなっており、早期健全化基準に迫る状況が想定されている。しかし、実質公債費比率の改善は待たなしの状況にもかかわらず、「深刻に受けとめる」という程度の認識で、みずから立てた目標を本当に達成する意思があるのか疑問と言わざるを得ない。また、道債残高は5兆9,300億円と一般会計予算の2倍以上に上り、依然として財政運営の硬直化が続いていることから、まずは歳入増に本気で取り組み、290億円の収支不足を改善する財政構造に転換すべきである。

3. 一連の公金不適切処理問題について

キタデミー賞問題及び用地取得業務における不正な事務処理について、知事の認識は、法令遵守に対する意識の欠如、情報共有の不徹底、危機管理意識の不足が課題としているが、こうしたことに起因する不祥事は過去にもたびたび発生し、その都度、再発防止策を講じてきたはずである。新年度から導入する内部統制制度により、何がどう変わり、今後の危機管理体制の構築にどうつながっていくのか。こうした点を早急に整理し、道民から信頼を得られる予算編成とすべきである。

4. 国際交渉への対応について

日本の農業、農畜産物は、TPP11や日EU経済連携協定、そして日米貿易協定など、大きな国際貿易協定が立て続けに発効され、際限のない自由化へと突き進んでいる。低下し続けている我が国の食料自給率からも、食料の安全保障面や食の安全・安心からも、農業者のみならず消費者も不安を抱いている。一次産業はもとより幅広い分野に大きな影響を及ぼすことを踏まえた上で、懸念される課題について影響を的確に捉え、農林水産業や地域社会を持続させるための予算措置を行うべきである。

5. 経済政策について

IRについて、2021年7月までの国への区域認定申請を見送る一方で、検討を継続する考えを示し、組織機構改革の一環としてIR誘致に向けた専任参事を配置することとしている。また、次期区域認定を見据え、所要の準備に取り組むとしているが、新年度予算には関連経費は計上されておらず、具体的な取り組み内容は明らかにしていない。改めて誘致の断念を求めるとともに、知事が言う「北海道らしさ」をつくり上げるためには、IRに頼らず、国際貿易交渉などで厳しい状況に置かれている1次産業とも連携し、波及効果、相乗効果を生む政策に重点を置き予算措置を行うべきである。

6. エネルギー政策について

幌延深地層研究計画について、日本原子力研究開発機構が唐突に第4期中長期目標期間を設定したことは、単に技術論に偏ったものであり、幌延町に深地層研究センターが設置された歴史的経緯と社会的合意を尊重する点では、同機構の態度は誠実とは言いがたく、知事も協定当時者としての責任を果たしていない。知事は「研究期間は9年間で終了し、速やかに埋め戻す」との確約を書面で得るべきである。そして、そもそも高レベル放射性廃棄物を発生させる原子力発電のあり方についても見直

しを行い、エネルギーの地産地消の取り組みへの支援を目指すための基金の造成と実効ある運用を図り、再生可能エネルギーを効果的に活用するために、地域や施設ごとのエネルギーベストミックスの構築に向けた予算措置をすべきである。

7. 総合交通ネットワークについて

JR北海道路線維持について、法改正まで1年余りとなり、JR北海道の経営再生は正念場を迎えているが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による特急列車の減便・減車措置は、JR北海道を一層厳しい経営環境下に置いている。こうした厳しい状況ではあるが、地域は、持続的な鉄道網の維持と確立を求めていることから、道は、地域の視点からの課題を十分に考慮した上で、効果ある「オール北海道」としての方策を、早急かつ具体的に取りまとめ予算措置をすべきである。

8. 人権施策について

ウポポイのオープン、オリンピック競技の札幌開催などで、北海道に世界が注目しているが、北海道の人権施策の取り組みは世界におくれをとっている。スピード感を持って人権施策推進基本方針の見直しを行うとともに、差別解消に向けた人権教育や啓発普及に向けた予算措置をすべきである。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策について

中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は各国に拡大し、北海道においては1月28日に1例目の発症が確認された以降（道民初の感染者が確認されたのは2月14日）、感染のスピードが全国平均を大きく上回る深刻な状況にあることから、知事は2月28日に緊急事態宣言を出し、道民に対し週末の外出自粛を求めた。

また道教委は同日、道立高校及び特別支援学校について3月2日から3月24日（春休み前日）まで臨時休校することを決め、小中学校についても、臨時休校の延長を各市町村教育委員会に要請したが、札幌市教育委員会も含め市町村によって対応は分かれた。政府も全国の小中学校や高校などに休校の要請を行った。

知事の緊急事態宣言には自らも言うように法的根拠はなく、有識者からは「事実上の行動制限」に踏み切ったとの厳しい指摘がある。また一斉休校は、子どもの面倒を見る保護者が出勤できず、企業や医療機関、福祉施設などを中心に、人員確保に影響が出た。こうした発表が道民生活や企業活動に大きな影響を与えることは明らかであったにも関わらず、外出の自粛や一斉休校を行うことによる感染症対策上の科学的効果は公表されず、混乱と戸惑いに一層の拍車がかかった。

このような状況の中で道は、3月16日に同程度の影響が6月まで継続した場合の観光産業への影響試算を公表した。観光消費の北海道全体への影響額は約3,680億円となり、宿泊も延べ数で約900万人泊の減少としている。今後、渡航制限措置による個人旅行客の減少、パンデミックによるインバウンド全体の減少、自粛ムードや風評被害による影響などが長期化すれば、影響額がさらに増える可能性がある。

知事は感染拡大の防止と医療提供体制の強化、道内経済や道民生活への影響緩和対策として、第1回定例会の最終日に、2019年度一般会計補正予算として16億円、2020年度一般会計補正予算として261億円、合わせて約277億円の補正予算案を提出し、全会一致で可決したところだ。

(5) 「キタデミー賞」金銭問題について

高橋はるみ前知事の指示でスタートした北海道命名150年記念事業「キタデミー賞」は、当初、制作運営会社への委託経費を900万円と見込んでいたが、制作運営会社からは4,870万円の概算見積もりの提示があった。

イベント実施後には見積額6,458万円の提示があり、道としては負担すべき対価について、制作運営会社との協議を重ねてきたが、双方の主張の隔たりは大きく、当事者間による解決の道筋は見通せなくなっていた。道は、制作運営会社から、6,502万円のうち残額金6,100万円の支払いを求める民事調停を札幌簡易裁判所に申し立てられ、その後、道は支出済みを含め2,805万円の調停を受け入れる議案を道議会に提案をした。今回の議会議論を通じ、さまざまな問題が改めて浮き彫りとなった。

- 制作会社から当初予算を大幅に上回る経費を伝えられていたにも関わらず、合意に至らぬままにイベントを開催したこと。
- 契約書を交わしていなかったこと
- 事務局から報告されなかったことから、実行委員会の委員長らに予算を超過しているという認識がなかったこと、などなどである。

道は、2月25日に「道の事務適正化に向けた改善策（原案）」を取りまとめたが、道が多額な負担をのんだ根拠や不適切な事務処理がまかり通った前知事の責任、また当時の担当者が作成した偽装文書などの検証内容が極めて不十分なことから、道は3月24日に開催された総合政策委員会に当初案を修正した検証報告書を再提出した。

修正版では、「事後的に契約書類の形式を整えて支払っている会計処理もあった」との一文を加えたが、制作運営会社に経費の一部を支払うために契約書と併せて、契約の根拠となる虚偽の文書を作成するに至った経緯などは説明されていない。会派は様々な状況を判断し、調停案に関する議案には賛成の立場を取ったが、引き続き、知事や幹部職員の責任のあり方や問題点の解明を行っていくこととする。公金の取り扱いには、厳格さが求められることは言うまでもない。その原則と基本を怠ったことが問題の根底にある。

【広報等】

- * *道政報告「ゆうこう便り」の発行 2020年4月（春号）68号
- * ホームページの開設 2007年7月開設、ブログは毎日更新中 <http://y-kitaguchi.net/>
- * FaceBookでも情報発信中 <https://www.facebook.com/profile.php?id=100005834470895>

「北口ゆうこう」奮闘日記 →

